

ヒグマ活動期、植生保護期による立ち入り認定手続きの方法

	ヒグマ活動期（5/10～7/31）	植生保護期（8/1～10/20）
前提となる利用形態	ルート：門 5 4 3 2 門（高架木道の接続、1湖畔への到達不可） ヒグマ対処法引率者に引率された10人以下のグループ 地上歩道上の同時滞在グループ数は、初年度は8グループまでとする。	ルート：門 5 4 3 2 1 高架木道 又は 門 2 1 高架木道 分岐から先は逆走不可 グループ利用、団体利用のいずれも可 1日最大3000人（1時間あたり300人、10分毎に50人）まで
予約	事前予約可能（3月前から前日まで） 立入可能な人数が少なく、かつ、団体利用が前提であるため、事前予約制がある方が、事前にツアーを計画しやすいこと。また、団体利用のみであるため、紙ベースでの予約受付簿処理が可能であることから、事前予約制度を導入する。	当日受付のみ（事前予約なし） 一定の人数の立ち入り枠がある他、高架木道も全線供用できることから現場で大きな混乱は回避できると予測されること。また、大量の事前予約の管理には、コンピュータシステムを用いた予約受付簿の処理が必要であるが、知床五湖に高速通信回線が存在せず、対応は難しいことから、23年度の開示時点では、事前予約制度は導入しない。
認定手続き形態	団体認定（代表者立入認定制度）	団体認定（代表者立入認定制度） 個人認定
団体認定（代表者立入認定制度）	申請を行う代表者がヒグマ対処法引率者であること、また、グループの随行者に対して注意事項の遵守を義務づけられること等を認定の要件とすることを検討中。	代表者が、グループの随行者に対して注意事項の遵守を義務づけられること等を認定の要件とすることを検討中。
ヒグマ対策引率者	管理者の一員ではなく、利用者としての位置づけ。ただし、代表者としてグループの随行者に対する注意事項の遵守の徹底の他、ヒグマ発見時のグループの適正な誘導、無線連絡等の義務を負う。	特別の資格、責務、権限は負わない（一般利用者と同じ。）
自然ガイド	代表者認定制度の代表者 自ら引率して入る場合は、ヒグマ対処法引率者の資格を有することが必要。	代表者認定制度の代表者
レクチャー受講	レクチャー施設でのレクチャー受講を義務づけ	同左